

は月の働きが空になつてしまふ例が澤山ある。更に會社は我々に對し、「得点制度」なるもの立案し、掃除を怠る云々から始まり、油サシナットの締付具合、等々、總針三十一個條からなる減点制を設け、之が百点に當達すると左の如き本規約に適用さるるに至る。

二、入社手帳ノタル者ハ、入社ノ際各自百点ヲ受クルモノトスヒタル者ハ自然退社トナルモノトス之會社ガ解僕スルモノニ非ズ自己ノ不注意ト努力ノ足ラザルモノナリト心得ベシ。

是れは最近の中には十五名全文を公開したいと思つてゐる……

更に現在日本に於ては十五名以上の労働者を使用する會社は工場法を實行せねばならない諸君の既に知らるる如く工場法は、幾分でも我々労働者を其の規定に依つて守るものである。然るに實用會社は全然之を實行して居らない。そして我々が如何に「公傷を受け病氣となつても」一向に受附けない總て我々の負擔である。然るに現在は此の基本料金は舉らない、斯くて我々更に諸君の想像せらるる様に、或る時は不親切の客の爲めに料金を支拂れない場合があるかゝる場合に於ても會社は之を絶對的に我々をして負擔せしむる。其の他事實の如きも會社が御わかりと/or思ふ。實に枚舉に暇なき程である、以つて會社がいかに我々を待遇するかが御わかりと/or思ふ。

## 苦しい私達の今日

かかる労働狀態の下に我々は現在働いてゐる。今日日本の經濟界は不景氣のどん底にある、従つて自動車の營業も平常の如きではない。我々の生命は前記の如く、一ヶ月參百七拾五圓の基本料金を擧げることに存してゐる。然るに現在は此の基本料金は舉らない、斯くて我々の收入は毎日十六時間餘も働き續けて、四拾圓か五拾圓である、どうして食つて行くことができるよう、之れ我々が萬策つきで左の要求を提出するに至つたのである。

## 七月四日提出條件內容

### 一、基本料金制度の徹廢

### 給與方法

### 一、得点制度の徹廢

- | 日給貳圓                          | 收入歩合 | 全收入の壹割支給 |
|-------------------------------|------|----------|
| 十時間倍額支給の事                     |      |          |
| (イ)會社の都合に依り解雇する場合は六ヶ月前に通告すること |      |          |
| (ロ)若しくは日給百八日分支給の事             |      |          |
| 二、注文による得意先の不拂は會社負擔の事          |      |          |
| 三、事故の件に就て絶対に犠牲者を出さざる事         |      |          |
| 四、此の件に就て絶対に犠牲者を出さざる事          |      |          |

### 右の通り決議す

## 實用自動車從業員一同

我々が要求を提出したことは、之れ以上は會社のかゝる専横に堪へ得ないからである。(今までにはもう少し経たら何とかなるかと無理に無理をして來た)而して我々の要求は最低限の要求である。私達はこれが入れられなければ、餓死しなければならない、故に本問題解決の爲めに死守しても會社と戰ふものである。

右要求に對し、會社は左の如き言を以て答へ、實に馬耳東風たる振舞である。

「諸君は會社(實用を指す)ばかりが働き場所ではあるまい、會社に對して不満があつたら止めなさい」

「諸君の生活難は未だ、眞の生活難ではない、大學出を見よ、僅か五六拾圓位いだ」

「私達と大學出のボッチャン達と一所にしてゐる」

「私達は此の慘忍、然も平常は何と云ふ「會社は諸君の親である、諸君は子供だ。親を助ゆけよ、然らば枝である小供は榮える、救われる」こうして我々は熱心に從業し來つた。親會社は一切偽謀政策を以つて事業してゐると云ふことが判明するではないか。」

「諸君は會社(實用を指す)ばかりが働き場所ではあるまい、會社に對して不満があつたら止めなさい」

「諸君は會社の親である、諸君は子供だ。親を助ゆけよ、然らば枝である小供は榮える、救われる」こうして我々は熱心に從業し來つた。親會社は正義者である。會社は不正者である。乗客諸君よ、實用自動車會社の社會に對する此處不遜を顧みず、同情ある諸君に敢て我々の衷心を訴へるものである。

精神的に、物質的に御後援あらんことを。

大正十四年七月七日

實用自動車會社從業員一同  
日本労動同盟 自動車労働組合  
實用自動車爭議團本部(芝區三田四國町二)  
(電話高輪三九〇)